

上越市地域保全型工事発注試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上越市が認定する地域貢献地元企業に対して、地域保全型工事を発注することを通じて、地域貢献地元企業の受注機会の確保を図ることにより、地域の安全・安心確保に貢献する地元の建設業者を将来にわたり確保するとともに、併せて、建設業における地域貢献への取組を促すことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札参加資格者 上越市建設工事入札参加資格審査規程（平成元年上越市告示第7号）に基づき、入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。
- (2) 区内 上越市地域自治区の設置に関する条例第2条の表右欄に掲げる安塚区、浦川原区、大島区、牧区、柿崎区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、板倉区、清里区、三和区、名立区をいう。

(地域貢献地元企業の認定の要件)

第3条 地域貢献地元企業とは、災害対応や除雪等、地域の安全・安心確保に貢献することにより社会的評価を受けている入札参加資格者のうち、次項に規定する要件を満たす者をいう。

2 入札参加資格者が、各区内で地域貢献地元企業として認定されるためには、次の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 土木一式工事に関し、入札参加資格を得ていること。
- (2) 区内に主たる営業所があること。
- (3) 過去5年度（申請日の属する年度の前年度から遡って5年間。以下同じ。）内に、各区内において、次のいずれかの実績を有すること。

ア 市管理施設の除雪

イ 平常時の市管理施設の点検・パトロール

ウ 災害発生前後の市管理施設の点検・被害状況調査

エ 国又は地方公共団体から直接請け負った災害発生直後の緊急の維持管理業務（通行止めバリケード設置など）又は応急工事

オ 防災協定等による災害時の当市への応援活動

カ 国又は地方公共団体等が実施する農地・農業用施設の保全・耕作放棄防止活動又は

維持管理活動（当該施設等の保全活動組織と協働で実施した活動を含む。）

キ 国又は地方公共団体が実施する森林整備活動等

（地域貢献地元企業の認定の手続）

第4条 地域貢献地元企業の認定を受けようとする入札参加資格者は、地域貢献地元企業認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前条第2項の実績を証明するため、前項の申請書に発注者との契約内容が分かる契約書、請書又は指示書などの写しを添付しなければならない。

3 認定の申請期間及び認定の有効期間は、上越市建設工事入札参加資格審査規程第4条の規定を準用する。

4 市長は、第1項の申請書を受理し、認定することが適当と認められるときは、地域貢献地元企業認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

5 地域貢献地元企業が入札参加資格を取り消された場合、認定期間は取り消された日をもって終了する。

（地域保全型工事の定義）

第5条 地域保全型工事とは、予定価格200万円を超え2,000万円未満の特殊な技術（工法、資機材等）を要しない土木一式工事であって、次の選定基準のいずれかを満たす建設工事のうち、上越市建設工事入札参加資格要件等審査委員会で選定した工事をいう。

(1) 地域の安全・安心確保に深く関わる工事で、地域の災害履歴や地形地質などを踏まえた対応を必要とする工事又は地域住民との信頼関係のもと、円滑かつ迅速な調整を行う必要がある工事

(2) 災害復旧工事又は維持・補修系工事（道路（歩道、側溝新設等工事を含む。）、河川、砂防、地すべり、急傾斜地、農業水利施設等の工事であって、発注者が認めたもの。）

（地域保全型工事の発注）

第6条 地域保全型工事の発注の対象区は、安塚区、浦川原区、大島区、牧区とする。

2 地域保全型工事の発注は、指名競争入札により行い、その指名は地域貢献地元企業のみとする。

3 発注者は、地域保全型工事の指名又は入札参加資格の条件設定において、当該工事の規模にかかわらず、地域貢献地元企業のうちすべての等級を対象とすることができる。

4 発注者は、地域保全型工事の発注にあたり次の条件を附して発注する。

(1) 下請けを行う場合は、二次までとすること。

(2) 工事を落札した地域貢献地元企業は、発注の対象となる区内に主たる営業所を有する下請負人へ下請負することに努めることとする。

5 発注者は、発注する工事の内容及び地域貢献地元企業の認定状況等を勘案のうえ、上越市建設工事入札参加資格審査及び指名業者選定要領第5条及び第6条の規定にかかわらず、指名及び指名業者数は別表に定めるとおりとする。ただし、災害等の緊急工事及び特別な事由のある工事については、この限りではない。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年3月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から実施する。

別表（第6条関係）

設計金額	指名及び指名業者数
200 万円以上 400 万円未満	施工地と同一区内の地域貢献地元企業のみを指名し、指名数は、同一区内の地域貢献地元企業の数上限とする。
400 万円以上 2,000 万円未満	・ 施工地と同一区内の地域貢献地元企業を含めて14 者程度となるよう発注の対象区から地域貢献地元企業を指名する。 ・ 当該工事場所における土木工事の施工実績を踏まえ、発注の対象区から地域貢献地元企業を指名することができる。